

国際化する知財活動に適応する知財人材育成

竹 中 俊 子*

抄 録 国際化する知財活動に適応していくためには、主要国の知財制度や紛争処理制度の理解だけでなく、特定の事案の問題解決に必要な情報収集の能力、更に英語については、少なくとも、読解力と文書作成能力、望ましくは欧米の弁護士と知財活動を行うためのコミュニケーション能力を備えた人材の育成が必須である。本稿は、これらの素養の育成のために、筆者が早稲田大学法科大学院（正式には、早稲田大学大学院法務研究科であるが、以下早稲田法科大学院と略す。）で行っている教育を紹介する。また、法科大学院の知財等先端科目の教育は、司法試験との関係で限界があり、日米法曹教育の比較の観点から、その問題点についても検討する。

目 次

1. はじめに
2. 早稲田法科大学院における知財教育
 2. 1 概 略
 2. 2 欧米知的財産法
 2. 3 欧米知的財産紛争処理法
 2. 4 知財クリニック
3. RCLIPにおけるセミナー
4. 法科大学院における知財教育の限界
5. おわりに

1. はじめに

知財教育については、知財管理53巻5号(2003)にアメリカのロースクールにおける知財教育を紹介する論説¹⁾を掲載する機会を得たが、今回、再び、知財活動の国際化に焦点をあてた知財人材育成について論説を寄稿して欲しいとの依頼を受けた。ワシントン大学ロースクールをはじめとした米国における知的人材育成については、既に、2003年に掲載された論説で紹介しており、日本の大学における知財教育の比較についても、2005年パテント誌に掲載され

た論説²⁾で紹介した。ただし、2005年の論説を書いた時点では早稲田法科大学院の客員教授として着任してはいたものの、筆者が担当する欧米知的財産法及び欧米知的財産処理法は3年次のクラスであるため、まだ開講しておらず、日本の法科大学院の学生に教えた経験は無かった。また、新司法試験の内容や合格率についても、詳細は決定されておらず、司法試験の結果が、法科大学院におけるカリキュラム及び教育方針にどのような影響を与えるかについては予測の域を超えなかった。

従って、本稿では、筆者が早稲田法科大学院で担当している知財科目について、国際化する知財活動に適した人材養成という観点から紹介するとともに、日本の法科大学院における知財教育が抱える問題点、限界について検討する。

* ワシントン大学ロースクール教授、早稲田大学大学院法務研究科客員教授
Toshiko TAKENAKA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 早稲田法科大学院における知財教育

2.1 概 略

既にパテント誌で紹介したように、早稲田法科大学院においては、2年次の入門コースである知的財産法概論をかわきりに、3年次において、特許やトレードシークレットについて学ぶ工業的創作保護法、著作権法、商標や不正競争について学ぶ競争法等の国内の展開科目に加え、知的財産に関する国際条約を学ぶ国際知的財産法、知財先進国である欧米の知的財産制度を学ぶ欧米知的財産法及び欧米知的財産紛争処理法が履修可能であり、更には、知財クリニックまで備えており、知財マスター (IP LL.M.) プログラムを持つアメリカのロースクールのカリキュラムと比較しても遜色の無い内容となっている³⁾。そのため、知財を専門とする法曹をめざす学生には、より魅力的なカリキュラムとなっている。特に、早稲田法科大学院の場合、法学部卒とそのほかの学部卒を区別することなく、試験により2年短縮コースを選べる学生を選抜するため、法科大学院が初めて設置された2004年の入学者においては、他大学の法科大学院に比べ、理工学部をはじめとした法学部以外の出身者及び社会人の割合が高かったようである。そのため、2004年入学者が3年次となった学生が履修する2006年前期の知財科目には、特許事務所で働いた経験のある弁理士や大手企業の特許部のライセンス担当者等、非常に多彩なバックグラウンドを持つ者が集まっていた。

このような通常の講義形式の授業に加え、早稲田大学は、21世紀を担う卓越した研究拠点 (Center of Excellence) として文部科学省によって選択され、平成15年から5年間にわたって大型研究資金が支給され、日本企業社会のありかたについて、歴史的哲学的な研究が行われている⁴⁾。日本企業にとって、最重要戦略部門で

ある知的財産分野においては、早稲田大学知的財産法制研究センター (RCLIP)⁵⁾ が設立され、実務家向けの無料セミナーをほぼ毎月開催している。RCLIPの主な活動のひとつに、主要なアジア諸国の知的財産に関する判例の英語への翻訳及びデータベースの構築が存在するが、これはこのデータベースのための判例選択作業を通して知財人材の国際的ネットワークシステムを構築していくと共に、データベースの利用により世界的レベルで最適な知財紛争解決手段を形成していくことを目的としている⁶⁾。従って、早稲田大学における知財カリキュラム及び研究活動は、日本の知財法曹の育成・継続教育に限らず、広く、国際的レベルにおいて、知財活動に携わる内外の専門家育成をめざすものである。

2.2 欧米知的財産法

以上のように、早稲田大学では法科大学院の2年次及び3年次において広範な知的財産法に関する講座を設けているが、国際化というテーマであるので、筆者が担当する欧米知的財産法及び欧米知財紛争処理法の講座について詳しく紹介する。欧米知的財産法は、諸外国の知的財産制度を学ぶ入門コースであり、アメリカ、欧州連合、欧州特許機構、及び連合王国 (United Kingdom) 及びドイツ国内法における各知的財産法の保護対象及び保護範囲の基礎事項を学ぶことを目的とする。そのため、対象とする知的財産法の種類のみならず、その地域が広範に及ぶので、講座をはじめめるにあたってまず、教科書の選定に悩んだ。私の調べた限りでは、米国だけ、または欧州だけに限っても、全ての知的財産制度を網羅する本は日本で出版されておらず、特に、欧州に至っては、欧州特許法の本はいくつか出版されているものの、欧州商標制度や、欧州主要国の著作権制度を紹介する本さえも適切なものが見つからなかった。

但し、国際化という意味では、法律を学ぶだ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

けでは十分では無い。筆者は外資系企業の特許部で働いた経験があるが、日本子会社の特許部が本社の特許部の一部隊として連携して知財活動が行われていたため、部内の書類や社内メールによる連絡は全て英語で行われていた。知財活動の国際化に伴い、日本企業の法務部・特許部においても、欧米の子会社や代理人との連絡は英語で行う機会が増えてきていると思う。このような国際化する知財活動に適応する人材育成のためには、最低限でも英語の読解力、できれば英文文書作成能力、欧米弁護士との訴訟活動やライセンス交渉に係る場合には、英語によるコミュニケーション能力が必要となる。筆者の経験では、部内の報告書やメール、米国特許出願書類や欧州特許出願書類を読むことが、読解力ひいては文書作成能力の向上につながったが、同じような環境を法科大学院で作るとしたら、英語の教科書を使うことが最低限必要であろうと考えた。また、早稲田法科大学院で教えるにあたって、アメリカのロースクールで教える他の知財教員にも意見を求めたが、将来的に、欧米の弁護士とともに知財活動を行う人材を育成するためには、知的財産法の基本用語を原語で知っておかなくては役に立たないのではないかという指摘を受けた。そのため、講義では、アメリカのロースクールで使用されている知的財産法のケースブックを教科書として採用し、欧州の知的財産制度については、判例や論説等を適宜補足していくことにした。但し、日本語の資料がまったく無いと予習が困難である場合も考え、キーワードや判例の骨子を含む日本語のパワーポイントスライドを予め学生に配るようにした。

アメリカのロースクールで採用される教科書は数種類存在するが、学生が問題解決を通してより実践的な実務能力を身につけるよう、Rochelle Dreyfuss・Roberta Kwallによるケースブックを採用した⁷⁾。このケースブックの特

徴は、各章の初めに、仮想問題があり、その仮想問題の解決に必要な法律・規則及び判例がその後に含まれている点である。例えば、特許の保護対象の適格性 (Patent Eligible Subject Matter) に関する章の仮想例では、患者の患部からとりだした細胞、この細胞から生成したcDNA、このcDNAによって遺伝子組み換え技術によって製造した蛋白質のそれぞれについて、特許の対象となりうるかどうかを尋ねている。その後、Diamond v. Chakrabarty等の発明性に関する基本判例が含まれており、この判例に示される特許の保護対象として適格性を持つ主題を不適格な主題から区別するルールを理解し、仮想例で主題にこのテストを適用することで、特許の対象としての適格性を判断することになる。即ち、このケースブックを使うことによって、学生たちは、問題解決に必要な法律上の論点を見つけ、判例から必要なルールを探し、このルールの適用の前提となる重要な事実を認定した上で、このルールを適用し、一定の解決を得るという一連の問題解決のプロセスを経験できることになる。この問題解決能力の育成こそ、アメリカのロースクールにおける教育が特に力を入れている点である。このような能力は、知財に限らず、法律実務一般に必要な能力であるということができよう。

また、欧米の判決は、日本の判決と同様の一定の形式で、事実、裁判所の判断及び理由が書かれている。一回の授業で3～5件の判決を読むことで、学生たちは、その形式に慣れ、知りたい情報を探すコツをつかむことによって速読できるようになるはずである。筆者も初めてアメリカのロースクールを受け始めたときには、一つの判決を読むのに、3時間以上かかっていた。但し、数をこなし慣れるにつれて、30分から1時間程で要点だけを探して内容を把握できるようになってきた。

しかしながら、教授が一方向的に講義を行い、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

政策との関係で学説を理解し議論するという従来の授業しか経験していない学生にとって、このようなプロセスを経て、仮想問題に答えることは必ずしも容易ではない。また、教科書は、英語を母国語とするアメリカロースクールのJDプログラム⁸⁾の2年生・3年生を対象に作られているため、見慣れぬ法律用語もあれば、特許の判例では、技術用語もでてくる。それにも拘わらず、05年度と06年度の早稲田法科大学院の学生は、一部の留学生を除き、問題なく授業についてくることができた。授業では、予め判例の担当者を決め、判例の内容を発表し、質問に集中的に答えるエキスパート制を採用しているが、隔週のエキスパート担当者が用意するレジメは、非常に詳細であり、仮想例の分析もたいへん良くできていた。但し、担当者以外の学生が、どのくらい予習してきたかについては疑問が残った。何故なら、エキスパートによる発表のあと、発言や質問を求めても、殆ど応答がなかったからである。読解力は数をこなさないと向上しないが、他の学生が判例を読んでこなかったため、応答が無かったのであれば、日本にいてこのように大量な英語の情報を集中して読む機会は無かったに無いと思うので、残念なことである。

また、判例を読んできたのに、何も意見を言わなかったのだとしたら、自分の理解を確認する機会を逸したわけであるので、これも残念な結果である。アメリカでは、教科書に答えが載っているような質問でも、堂々と質問する者も多いが、これは授業の準備してきたことを示すため、自分の意見を言うことが求められることを自覚しているからであろう。従って、アメリカの教授たちは、授業中の発言を成績に加味することを強調し、どんな質問も良い質問として、真摯に答えるよう努める。一方、恥の文化である日本では、新規で通常の学生では答えられないような質問で無い限り、質問することをせず、

先生の講義を聞くという考え方が浸透しているのかもしれない。法科大学院の授業は双方向的であることが望ましいとされるが、小学校から大学まで16年間、黙って先生の講義を聞く教育になってきた学生に、急に活発に意見や質問をしろといっても限界があり、教授と学生の双方向は、準備してきた学生との間でのみ、エキスパート制においては担当者学生との間にのみ成立するということができるのかもしれない。

欧米知的財産法の授業で、教科書の選定と授業の進め方以外に特に配慮した点に、テーマの選択がある。ワシントン大学ロースクールでは、私が担当するJD学生向け特許の授業では、一回100分の講義を20回行って、アメリカ特許法における特許の取得及び権利行使の主要判例理論を教えている。最近では、特許、商標、著作権を別々の講座として教えるロースクールが増え、知的財産概論として、全ての知財分野を一講座で浅く広く教えることの限界が多く知財法の教授によって指摘されている。ところが、早稲田法科大学院の講義では、アメリカのみならず欧州の知的財産制度まで範囲に含めなくてはならない。そのため、日本と制度の異なる米国知的財産法の保護要件、権利範囲及び制限の理解を主たる目的とし、欧州については、欧州特許条約等、条約や欧州連合指令を日本との比較についてのみ理解することとし、特許の技術的範囲についてのみ、英国やドイツの判例についても研究することにした。このようにテーマを限定しても、欧州に関する情報は、アメリカと比較すると、格段に少ないようである。そのため、多くの情報は、欧州連合や欧州特許庁、欧州商標意匠庁のホームページから入手することにした。

2.3 欧米知的財産紛争処理法

欧米知財紛争処理法は、知財紛争について実体法のみならず、手続法の観点からも学ぶ講座

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

である。日本の他のロースクールで、同様の講座を持つものは見当たらず、どのような内容とするか悩んだが、基本的には、アメリカのロースクールにおける特許訴訟の講義をモデルに構成することにした。幸い、米国の特許訴訟手続については、警告状の準備・応答から、事実審における手続を経て控訴まで時系列に非常にまとめられたMoore他によるケースブック⁹⁾が存在するため、授業はその内容に沿って行うものとし、裁判外紛争解決(ADR)や和解のためのライセンス交渉等については、他のケースブックやインターネット上の情報で適宜補充することにした。更に、欧州における紛争処理については、英国やドイツの裁判所制度を学ぶ程度に限り、その代わりに日本の産業界にとって重要度が増加している中国における紛争処理についての授業を追加している。尚、この授業の内容に即した実務家向けの入門書を2006年11月に発刊したため、2007年度の授業からはこの本を参考書として使おうかと考えている¹⁰⁾。

この授業では、訴訟による紛争処理に必要な判例や訴訟法の知識に限らず、企業にとって最も望ましい知財紛争の予防や和解のためのライセンス交渉についての実践的知識を学生たちに与えようと心がけている。ケースブック自体が非常に良くできているので、判例や法律を通してアメリカの連邦地裁及び連邦巡回控訴裁判所における訴訟手続をよく理解することができる上、各裁判所毎の勝訴率や訴訟費用、訴訟に要する時間のデータが掲載されているため、管轄を持つ複数の裁判所のいずれを選ぶべきかという実務的戦略についても学ぶことができる。筆者が実際に訴訟に係った経験は限られているので、代理人と裁判官の間でどのようなやりとりが行われるかといったような実戦的な話はできない。そのため、実戦的な話は、この講義と一緒に担当して頂いている片山英二弁護士、及びテーマ毎におよびする実務家の先生に経験を交

えて講義をして頂くようにしている。また、連邦巡回控訴裁判所での実務について教える際には、筆者がレイダー判事¹¹⁾のロークラークとして働いた経験が大変役立っている。

この欧米知財紛争処理法においても、欧米知的財産法と同様、エキスパート制を採用している。但し、Mooreのケースブックには、各章毎に仮想問題が設けられていないため、担当者は指示された判例のレジメを用意し、ケースブックの判例の後にある著者による質問に答えたり、コメントに対する意見を用意をしていくことになる。Mooreのケースブックは当然ながら英語で書かれているので、読解力の向上に役立つが、入門コースの欧米知的財産法とは異なり、一部の授業を英語で行い、コミュニケーション能力の養成にも努めている。2006年度は、前期15回の講義のうち、2回について欧米の訴訟弁護士を招き、アメリカ法における特許訴訟及び商標訴訟の基礎について講義してもらった。その際、筆者が要部通訳を行い、学生たちの理解を助けるようにしたが、講演者が外国人向けの講演に慣れているため、非常に解かりやすい講義をしてくれたこともあって、学生たちは、だいたい内容を理解したようであった。

2. 4 知財クリニック

このような講義形式の授業に加え、早稲田法科大学院で特に力を入れている臨床法学教育の一環として、知財クリニックという講座も開講している¹²⁾。知財より一般的な民事・家事クリニックについては、「弁護士法人 早稲田大学リーガルクリニック」として、正式に事務所を持ち、一般市民からの交通事故、相続、消費者被害等の法律相談を受け、弁護士である教授の指導のもと学生が解決にあたる¹³⁾。但し、知財の場合には、権利の取得や紛争解決に時間がかかるため、現在のところ、法律相談を行わず、主に実務家教員の事務所における修習を中心に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

教育を行っている。筆者の担当した2006年前期のプログラムでは、筆者のほかに特許庁審判長の鶴飼健先生、弁護士の片山先生がクリニックでの教育を担当された。15回の講座のうち、オリエンテーションと講評は3人の教員全員が出席し、残りは3分の1ずつ、実際の事件を下にシミュレーション授業を行い、鶴飼先生については特許庁審判における審決案起案、片山先生の授業では、準備書面起案の実習を行った。

筆者の担当分では、クライアントカウンセリングのシミュレーションを行った。即ち、筆者が渉外事務所のパートナー弁護士と仮定し、アソシエイトである学生に、アメリカの弁護士から送られてきた事件依頼のレターを渡し、2週間後に弁護士自身が日本に来ると言う前提で、その弁護士との会議の準備をさせた。使った仮想例は、ゴルフ場のホールのデザインにトレードドレス¹⁴⁾を認めた第五巡回区控訴裁判所のペブルビーチ事件¹⁵⁾に基づいて作成し、アメリカのゴルフコースのホールデザインを模倣して日本にゴルフコースを作った日本企業を商標法又は不正競争防止法で訴えることができるかという相談に答えるというものだった。そのため、学生には、先ず、アメリカ法におけるトレードドレスの保護を調査させ、アメリカ法を踏まえたうえで、日本法の保護を説明できるように指示した。従って、学生たちは、シミュレーションを通して、日米の法律・判例調査を経験することになる。

国際化に適応する人材育成という観点から、臨床法教育では、文書作成能力とコミュニケーション能力の向上に重点を置いた。たった9ヶ月のアメリカのロースクールLL.M.における経験で筆者が取得した能力のうち、実務的に最も重要なものは、判例検索能力とメモ等法律文書作成能力であったと思う。外資系企業特許部にいても、一般の特許部員が実際にアメリカ弁護士と話をする機会は限られていたが、メールや

レターを通して連絡をとることは頻繁にあった。LL.M.に行くまでは、日本語と同様な表現で文書を作成していたが、ロースクールでは、直接的で簡潔な文書の作成を徹底的にたたきこまれる。また、自己の主張の基礎となる法律の条文や判例の引用の仕方や法律文書の形式は統一されており、一定の教育を受けて法律に携わるものは、この方法に従って文書を作成することが必要とされる。これらの基礎事項を学んだ後に、筆者がそれまで送っていた文書やメールは、アメリカ弁護士にとって、さぞ理解しにくかったに違いないという感想を持ったことを今でもはっきりと記憶している。ワシントン大学で留学生の論文指導をするときも、引用と英語的表現に特に注意を払っている。従って、クリニックでは、アメリカの弁護士に理解しやすい文書を作成する技術を学生に身につけてもらうことを教育の主眼とした。そのため、最初に、サンプルをもとに、英文法律文書作成の基礎事項の講義を行い、アメリカ弁護士との会議のあと、日本法でのゴルフコースのホールデザインの法的保護の可能性について、弁護士あてのメモを作成させた。

また、コミュニケーション能力については、アメリカ弁護士との会議で、英語でトレードドレスの保護について日米の違いを説明させた。最も大きな違いは、日本では、商標法による保護が無く、不正競争防止法でのみ、保護の可能性はある点であるが、学生たちは、不正競争防止法で保護されるという結論を述べ、実際には先例が無く、保護が困難である事実についてはあまり述べていなかった。弁護士との1対1の会議はビデオ録画し、あとで、片山先生・鶴飼先生からも講評を戴いたが、実務的には、相手をあまり期待させないように、保護が認められない可能性についてもきちんと伝える必要があるとの指摘を受けた。一般的なコミュニケーション能力については、参加した学生が全て、留学

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

や企業の特許部員として海外経験があったことも幸いして、シミュレーション会議に参加したアメリカ弁護士からは、説明や質問の内容がわからない点はなかったという感想を受けた。また、ビデオをとり、講師・学生全員で会議の内容を見て、講評することにより、会議前の準備方法や資料の使い方など、学生たちが相互に学ぶことも多かったようである。

クリニックの単位認定は、会議準備のための判例調査の結果報告、シミュレーション会議の内容及び最終的に作成するメモに基づいて行った。メモの内容は、どの学生も、非常に詳細にわたり、いろいろな保護の可能性について検討しており、またメモの形式、法律・判例の引用もきちんとしており、アメリカのJD学生と比較しても優秀な内容となっていた。故に、法科大学院卒業後、知財以外の渉外事件に携わっても、クリニックで取得した基本的な調査能力とコミュニケーション能力を使って、欧米の弁護士から必要な情報を入手し、また彼らに必要な情報を提供し、問題解決していく実践力を養成できたと考えている。更に、将来的に、アメリカのロースクールに留学するための礎にもなればと期待している。

3. RCLIPにおけるセミナー

早稲田法科大学院では、実務家の継続教育プログラム開発のために、日本弁護士連合会との協定に基づく弁護士の継続教育として、以上紹介した知的財産系科目の一部について、履修生の受入れを行っている¹⁶⁾。加えて、知財紛争に関する先端的トピックについて、RCLIPが夏休み期間を除き、ほぼ毎月、無料セミナーを開催している。その中で、2003年の発足以来行われたセミナーのうち、国際的知財活動の観点から注目すべきものを紹介すると、2003年12月には、東京地方裁判所との共催で日米模擬裁判が行われた¹⁷⁾。この模擬裁判では、同一の仮想事例に

ついて、午前中は日本の裁判官が日本法に基づき、午後はアメリカの裁判官がアメリカ法に基づき、特許侵害の有無を判断するという初めての試みで、模擬裁判の後で、日米の裁判官、代理人の役を演じた日米の弁護士及び研究者によるパネルディスカッションが開催された。模擬裁判は、東京地裁の大合議法廷を使って行われ、その模様を撮影し、債権者集会場のスクリーンに映すことによって、100人以上の参加者が見ることができるようにした。

同じ特許について、国際的紛争が起こることは珍しくないが、全く同じ文言のクレームに特許を取得し、権利行使されることは稀であるので、同じクレームに対し、同じ被告製品の侵害の有無を判断することによって、日米特許訴訟の手続法的・実体法的違いが明確になった。特に、この模擬裁判では、日米に侵害有無の判断が逆になったことも注目を集めた。また、早稲田法科大学院の学生は、米国模擬裁判の陪審として参加しており、陪審として、実際のアメリカの裁判官から説示を受け、審理に参加する貴重な機会を与えることができた。尚、この模擬裁判のDVDは、法科大学院や知財教育プログラムで使用してもらえよう、現在、東京地裁から貸し出し可能になっている¹⁸⁾。

更に、2005年7月には、法科大学院の知的財産紛争処理法の公開講義が行われた¹⁹⁾。この講義は二部構成で、第一部で、国際的特許紛争にまきこまれた場合のクライアント・コンサルティングの技術を具体的仮想例に基づき再現し、費用や損害賠償額、証拠収集手続の長短に基づくフォーラム・ショッピングや警告状の実務等、訴訟戦略を検討した後、第二部では、第一部のコンサルティングの内容を基に、諸外国と比較した現在の日本の知的財産紛争処理制度の長短、及び将来的課題についてパネル・ディスカッションを実施した。このセミナーでは、複数の国で特許侵害が存在している場合に、特許権者に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とって、最も有利な裁判所を選ぶ、実戦的な情報を実務家に提供すると共に、経験豊かな弁護士が演じるクライアント・コンサルティングのシミュレーションを見せることによって、学生に法曹実務の基礎技術を学ぶ機会を与えることを意図した。

この他、RCLIPでは、欧米・アジアの知財実務家、研究者を招いて、各種セミナーを開催している。参加は無料で、セミナーの後に名刺交換会を開催し、セミナー講演者・参加者の交流により、ネットワーク作りに努めている。会場準備の必要から、RCLIPのホームページでの事前登録が必要だが、参加は全て無料であり、仕事の後参加できるよう、夕方又は週末に開催されることが多いので、今後、知財協会会員にも是非、参加して頂きたい²⁰⁾。

4. 法科大学院における知財教育の限界

このように、早稲田法科大学院では、筆者自身の外資系企業特許部での実務経験に基づき、知財活動の国際化に適した人材育成を心がけ、知財教育を行っているが、法科大学院で行う授業であるための限界がいくつか存在する。第一に、90分及び15週という限られた時間のうちに、欧米の知的財産制度全体について学ぶことになるので、どうしても浅く広く内容をカバーすることになる。従って、企業の知財活動を通じたOJT経験のように、多岐にわたる具体的事案の解決を通して体得するような特定のトピックに関する深い知識を得ることは不可能である。そのため、法科大学院での教育は、どのような事案においても、必要な情報を入手して問題を解決するために必要な基本的知識及び手法の習得に留まることになる。

第二に、更に深刻な問題として、2006年から始まった新司法試験の合格率による影響で、せっかく法科大学院が国際化に適応した人材育成をめざすカリキュラムを組んでも、学生が履修

しない可能性が高まっている。新司法試験の合格率は、法科大学院を設置する構想が策定された当初、アメリカの司法試験なみの7～8割を予定したが、2006年度9月に発表された最初の新司法試験合格率は48.3%に留まった²¹⁾。2004年に発表された法務省の素案では、2006年の合格率が34%で、その後2割程度で推移するとされたため、法科大学院の教授から素案に抗議する声明がだされた²²⁾。そのため、開設当初から、既に、司法試験科目以外の講座の学生離れが始まっていた。それでも、筆者が2006年の春に教えた学生たちは、法科大学院の開設を待ち望んでいた者が多く、特に、知的財産を専門とする法曹をめざして、入学してきた者が大半を占めていたため、授業の準備を良く行い、教室でのディスカッションにも盛んであった。

これに比べ、2007年度は、新司法試験の合格率についての素案が発表された後に、法科大学院をめざした学生が知財科目を履修することになるが、素案に示された合格率ではリスクが高すぎるという理由から、社会人の割合は2004年度入学の学生と比べるとだいぶ低くなっていると聞いている。2006年度の司法試験は、2年の短縮コースを選択することのできる法学部出身者に限られており、その中には旧試験から準備している者が大幅に含まれていると予想されるので、他学部を出て、法科大学院ではじめて法律を学んだ学生が受ける司法試験は2007年に初めて行われる。他学部出身者の合格率が、法学部出身者に比べ、著しく低い結果となれば、知財法曹に望ましい理工学部出身者による法科大学院への入学者数は更に下がることが予想され、司法試験以外の科目からの学生離れは更に加速するであろう。知的財産法は、新司法試験において、選択科目の一つとなったが、他の科目に比べ範囲も広く内容も難しいので、敬遠されるのではないかと考えられてきた。実際、2006年後期に知財トラックの入門となる知的財

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

産概論を受ける学生数は激減したと聞いた。試験の対象は国内法に限られるため、筆者が担当するような欧米知的財産法や欧米知財紛争処理法は、司法試験とまったく関係が無い。そのため、2007年以降、履修学生数の減少は避けられないものと予想している。

第三の限界は、法科大学院に限らず、日本の大学全体が抱える問題に係る。アメリカの大学に比べ、日本の大学は、海外からの留学生が少なく、教育環境自体の国際性に欠ける。例えば、ワシントン大学ロースクールでは、留学生のためのLL.M.プログラムを開設し、積極的に海外の法曹を受け入れ教育にあたっており、本来アメリカの法曹養成のプログラムであるJDプログラムにおいても、相当数の留学生が合格し、アメリカ人学生と共に学んでいる。そのため、留学生の発言を通して、アメリカ以外の法律制度を学ぶと共に、一緒に共同研究等を行うことによって、外国人とつきあう国際性を身につける機会を得ることができる。

よく言われることだが、日本は単一民族による国家であるので、特に声にだして言わなくても理解すべき暗黙の了解や常識というものがあるが、アメリカのような他民族国家では、何でもはっきり自分の意見を言わない限り、相手には伝わらない。アメリカには、「大きな音を出す歯車ほど油を注してもらえ」という諺があり、この諺を引用して、筆者の昇進や昇給について、はっきりと学部長に請求するよう同僚にアドバイスされたことがある。このようなカルチャーの違いやそれに基づく交渉術は、実際に、外国人とつきあってみないとわからないことである。日本の法科大学院においては、日本語で授業が行われており、日本語を話せる留学生が限られているため、アメリカのロースクールのように国際性を持ったクラスルームを作り出すことには限界がある。ひとつの解決方法としては、将来的に、授業を英語で行う講座を増やす

ことが考えられるが、学生が司法試験の準備で精一杯である現実を考えれば、この方法を実施することは不可能であろう。

このような限界に鑑みて、知財のような先端科目については、司法試験に合格し、法曹資格取得後の継続教育で人材を育成していくべきとする提案がなされている。そのため、早稲田法科大学院でも、上述したように、筆者の担当する講座を法律専門職の継続教育として、弁護士の履修を受け入れている。今後、法曹資格者の数の増加により、弁護士や法律事務所の競争が激化することを予想すると、資格取得後に専門性を高めるニーズは更に高まることになろう。このニーズに応えるため、将来的には、アメリカのロースクールの知財LL.M.プログラムに相当するプログラムが日本の法科大学院に開設されることになるかもしれない。更に、国際化に適応する人材育成という観点からは、筆者の授業が欧米の知的財産法、特に判例法に興味を持つきっかけとなり、将来、法曹資格を取得した後に、アメリカのロースクールで学ぶ動機付けとなってくれればと願っている。

5. おわりに

法科大学院での教育は3年間であり、1・2年次は法律基礎科目の必修が大半を占め、知財を含む先端科目を学ぶ機会は限られている。アメリカのロースクールでは、2・3年次の必修科目はほとんどなく、2年次には、3年次になる前の夏休みを中心に行われる就職活動に向けて、将来専門としたい先端科目を集中的に履修する。日本の法科大学院学生の就職活動は、3年次終了後であり、且つ、現在の合格率では司法試験合格後でなければ、本格的就職活動もままならないのが現実ではなかろうか。また、法曹資格を持つ者の増加で、就職活動も買手市場となることが予想される。学生を採用する法律事務所や企業の方でも、法科大学院の教育をど

のように評価し、採用に反映させていくのかまだ未知の状態にあるのではなかろうか。より先端的な科目を意欲的に学び、英語のケースブックを読破し、国際的に活躍する素養を身につけた学生たちの努力が、正当に評価されることを願って止まない。

注 記

- 1) 竹中俊子「米国の大学における知財教育と日本に対する提言」知財管理53巻5号719頁（2003）
- 2) 竹中俊子「日米知財教育の比較と弁理士の将来像」パテント58巻1号17頁（2005）
- 3) 早稲田法科大学院の知財カリキュラムについては、http://www.waseda.jp/law-school/jp/education/class03_c06.htmlを参照。
- 4) 早稲田大学21世紀COEプログラム<http://www.21coe-win-cls.org/>このプログラムでは、知的財産法以外にも、企業に重要な法分野で研究プロジェクトが立ち上げられ、その成果を発表する無料セミナーが定期的に行われている。
- 5) 21世紀「COE企業法制と法創造」総合研究所早稲田大学知的財産法制研究センター（Research Center for the Legal System of Intellectual Property）<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/index.html>
- 6) RCLIPは日本をはじめとするアジア諸国の知財関連判例の英文データベースをオンライン公開している。http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search_form.php
- 7) Rochelle Dreyfuss, Roberta Kwall, Intellectual Property: Cases and Materials on Trademark, Copyright and Patent Law（1996）.
- 8) JDとはJuris Doctorの略称で、法曹専門職を養成するアメリカのロースクールの最初の学位である。この学位取得のための通常3年の教育課程をJDプログラムと呼ぶ。JDの取得は、一部の例外を除き、弁護士資格を得るための各州の司法試験受験資格とされている。
- 9) Kimberly Moore, Paul Michel & Raphael Lupo, Patent Litigation and Strategy（2 ed, 2003）.
- 10) 竹中俊子・山上和則監修 ワシントン大学ロースクール先端知的財産研究センター編「国際知的財産紛争処理の法律相談」（青林書院 2006）
- 11) ランダル・R・レイダー判事は、特許事件の控訴について専属管轄を持つ連邦巡回控訴裁判所の判事で、後に最高裁が裁量上告申立を受理した契機となったフェスト大法廷判決の反対意見をはじめ、特許法の重大な論点に係る判決を多数書いていることで知られる。また、ジョージワシントン大学で特許法の講義を行うとともに、全米のロースクールからインターンとして学生を受け入れ知財法曹教育にも積極的に取り組んでいる。
- 12) 臨床法学教育とは、法理論と実務の架橋を行う目的で、法曹資格者の指導のもとに、学生が法律実務の体験を通して法曹倫理や問題解決能力等を習得するプログラムである。詳細は、<http://www.waseda.jp/law-school/jp/education/clinic01.html>を参照。
- 13) クリニックの活動については、<http://www.legal-clinic.jp/>を参照。
- 14) トレードドレスとは、識別力を通し出所表示機能を持つあらゆる媒体を言い、典型的には、製品の形状やパッケージ等が該当する。但し、トレードドレスの保護を規定する米国連邦商標法（ランナム法）43条は保護対象に非常に広い定義を採用していることから、レストランのインテリアやレイアウト、単色の色自体や音、においてもトレードドレスとしての保護を認めている。
- 15) Pebble Beach Co. v. Tour 18 I, 155 F.3d 526, 48 USPQ 2d 1065（5th Cir. Tex. 1998）
- 16) 継続教育については、http://www.waseda.jp/law-school/jp/education/keizoku_ed.htmlを参照。
- 17) この模擬裁判の報告については、RCLIP発行のニュースレターに詳しい報告がある。<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/newsletter/200405.pdf>
- 18) DVD貸出しの情報については、http://www.courts.go.jp/tokyo/about/koho/tizai_dvd_kasidasi.htmlを参照。
- 19) この公開講義の報告については、RCLIP発行のニュースレターに詳しい報告がある。<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/newsletter/200508.pdf>
- 20) セミナーの情報やニュースレターを無料で配信してもらうメーリングリスト登録は<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/newsletter/index>

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

htmlで行うことができる。

21) 上位大学の合格率については、<http://www.ls.keio.ac.jp/undergraduate/061001message.pdf>

を参照。

22) 新旧司法試験合格者数に関する声明<http://www.waseda.jp/law-school/topics/20041104.pdf>

(原稿受領日 2007年1月11日)

